

2022年8月12日

各位

会社名 日本工営株式会社  
代表者名 代表取締役社長 新屋 浩明  
(コード 1954 東証プライム)  
問合せ先 コーポレートコミュニケーション室長  
中嶋 規行  
TEL 03-5276-2454

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年8月12日開催の取締役会において、下記のとおり、定款の一部変更を2022年9月29日開催の第78回定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせします。

### 記

#### 1. 変更の理由

##### (1) 定時株主総会の議決権の基準日の廃止

当社は、2022年8月12日付「株式移転による純粋持株会社体制への移行に関するお知らせ」にて公表したとおり、純粋持株会社体制への移行に向け、2022年9月29日開催予定の当社定時株主総会に「株式移転計画承認の件」を付議することを予定しています。

当社は、定時株主総会の招集等に関する事務手続を円滑に実施するため、会社法第124条第3項の規定に基づき、現行定款第11条に定時株主総会の議決権の基準日に関する規定を定めていますが、「株式移転計画承認の件」が承認可決され、かつ、2023年7月3日をもって本株式移転の効力が発生しますと、当社の株主は持株会社1名となり、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。

そのため、定時株主総会の議決権の基準日制度を廃止することとし、現行定款第11条を削除するとともに、この変更に伴い、現行定款第12条以下の各条項を1条ずつ繰り上げるものとします。

なお、この定款変更は、本総会において第1号議案が原案どおり承認可決されること、2023年6月30日の前日までに本株式移転計画の効力が失われていないことおよび本株式移転が中止されていないことを条件として、2023年6月30日にその効力を生じるものとします。

##### (2) 電子提供等に伴う変更

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに定める改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度に対応すべく、次のとおり定款を変更いたします。

- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるため、変更案第13条第1項を新設いたします。
- ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第13条第2項を新設いたします。

- ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除いたします。
- ④ 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けます。

## 2. 変更の内容

（下線は変更部分を示しております。）

（2022年9月29日予定の変更内容と2023年6月30日予定の変更内容をまとめて表示しております。）

変更前	変更後
<p>第1条～第10条（条文省略）  <u>（基準日）</u></p> <p>第11条 本会社は、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。</p>	<p>第1条～第10条（現行どおり）            （削除）</p>
<p>第12条および第13条（条文省略）  <u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p>第14条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>（新設）</p>	<p>第11条および第12条（現行どおり）            （削除）</p> <p><u>（電子提供措置等）</u></p> <p>第13条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 本会社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>第15条～第43条（条文省略）</p>	<p>第14条～第42条（条文省略）</p>

(新設)	(附則)
	<p>1. <u>会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p>2. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

(ご参考)

2023年6月期(2022年7月1日~2023年6月30日)の剰余金の処分(期末配当)につきましては、現行定款第42条(変更後の定款第41条)に従い、2023年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主様に対し、当社からお支払する予定です。

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年9月29日(予定)

定款変更の効力発生日

電子提供等に伴う変更 2022年9月29日(予定)

基準日の廃止 2023年6月30日(予定)

以上